

委員要求資料

平成16年度 容器包装リサイクル法に関する要望書のまとめ
(崎田委員要求資料)

平成16年度 容器包装リサイクル法に関する要望書のまとめ

(1) 自治体等からの要望事項の概要について

ア. 自治体及び自治体団体

(集計対象要望延べ件数；404件)

要望内容	件数
・市町村と事業者の費用分担・役割分担見直し(市町村の負担軽減、財政支援) ・拡大生産者責任の強化・徹底	389
・リデュース、リユース、リサイクルの優先順位での推進	373
・デポジット制度の導入(事業者による自主回収の促進)	192
・リターナブル容器の普及促進	37
・事業系容器包装廃棄物のリサイクル推進	11
・法の適用除外事業者の見直し	10
・製品規格の統一等、リサイクルしやすい容器包装の促進	7
・非容器包装廃棄物のリサイクル推進(素材別リサイクル)	5
・再商品化の優先順位を環境負荷の観点から見直すこと	2
・ただ乗り事業者対策	1
・その他	11

その他

スーパー等大規模小売店を地域における容器包装廃棄物の回収拠点とし、収集は市町村、費用負担は事業者負担とすること（大阪府）。

法の趣旨や内容などを周知するための広報活動を充実強化すること（全都清）。

容器包装の簡素化、製造段階からの廃棄物の発生抑制などの促進（東久留米市議会）。

容器包装廃棄物の発生抑制と再使用の政策目標を基本方針などで定めること。これを達成するため、省令で容器包装利用事業者が発生抑制と再使用に関して取り組むべき措置を定め、取組が著しく不十分である事業者に対しては国が必要な助言・勧告・命令を行う制度を創設すること。また、優れた取組を実施する事業者が社会的に評価され、消費者に広く周知、理解される仕組みを創設すること（東京都）。

一定規模以上の容器包装利用事業者に容器包装利用量の提出を義務付け、それを公表する制度を創設すること（東京都）。

容器包装を資源有効利用促進法の指定再利用促進製品に指定するなどして、再生利用容易な容器包装の採用を義務付けること（東京都）。

マテリアルリサイクルを進めるための技術の研究開発を振興・促進すること（全国環境衛生・廃棄物関係課長会）。

容器包装類の素材や種類の規制など、製品規格の基準を策定すること。また、消費者が容器包装廃棄物を分別しやすいよう、製造事業者等に設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けるなど、事業者の役割を強化すること（全国市長会）

リサイクルを容易にするため、容器包装の識別標示のさらなる普及促進を図るとともに、リユース材、マテリアル材、カスケード材、ケミカル材などの識別標示をすること（全国市長会）

発電施設等一定の条件を備えたごみ焼却施設におけるプラスチック製容器包装ごみ等の処理については、容器包装リサイクル施設でのリサイクルとして早期に認定すること（全国市長会）

市町村合併前に設置した容り法に基づく保管施設を、合併後においても継続使用できるようにすること（全国市長会）

イ.日本自治体労働組合総連合

循環型社会を目指して、拡大生産者責任を強化するため下記のような法改正を行うこと。

- ・ 現行の「容器包装リサイクル法」では、自治体の費用負担分が非常に重い。よって、関係企業が、自治体に回収、分別費用を支払うよう、制度改正を行うこと。また、対象品目が容器包装に限定されているが、容器包装と他のプラスチックごみの分別は実体として困難な状況にある。よって、対象品目を容器包装に限定せず、プラスチック製品全体を視野に入れて見直すこと。
- ・ 飲料容器をリユース化し、デポジット制度の導入を義務づけること。

ウ.市民団体その他

	要望元	年月日	要望・提案内容
1	中小企業家同友会全国協議会	H16.5.28	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担とならないよう、生産から流通、消費、リサイクルへの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行うこと。また、このようなシステムづくりに当たっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の超寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにすること。
2	東都生活協同組合	H16.7.2	<ul style="list-style-type: none"> 拡大生産者責任を明確にした、容器包装リサイクル法の見直しを行うこと。
3	東京都地域消費者団体連絡会	H16.7.22	<ul style="list-style-type: none"> 大量生産の後始末は、拡大生産者責任が基本で、デポジット制度の導入も視野に入れたものに「容器包装リサイクル法」を改正すること。 改正に当たっては、広く消費者の声を聞き、活かすこと。
4	岐阜県大垣市議会市民ネットワーク	H16.7.23	<ul style="list-style-type: none"> 省資源・資源循環型社会の実現を図るため、デポジット制度の法制化を早期実現すること
5	日本勤労者山岳連盟	H16.8.27	<p>(兵庫県勤労者山岳連盟)</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法の改正要求について <ul style="list-style-type: none"> 自治体の負担をなくし、処理費用の全部を「生産者」サイドで負担をする。 ペットボトルなどのリサイクル率を定める。 熱回収はリサイクルと認めない。 現状では自治体ルート以外のルートが出来にくいので、収集システムの再構築。
6	日本共産党群馬県委員会・日本共産党群馬県議団	H16.10.7	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ゴミ減量化のために「拡大生産者責任」の考え方を導入して、製造メーカーにゴミを処理するところまで責任をもたせるべきである。自治体が負担しているゴミなどの収集・処理費用について、製造メーカーに対し応分の負担をさせるように、容器包装リサイクル法を見直すこと。また、その際、社会的に弱い立場にある中小・下請業者に対する十分な配慮を欠かさないようにすること。 ゴミの発生を抑制し、再使用を促すためのデポジット制度を早期に実現すること。
7	愛知県消費者団体連絡会	H16.10.20	<ul style="list-style-type: none"> リデュース、リユース、リサイクルの優先順位を明確にして推進すること。これらを推進するために容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制などさまざまな経済的手法を盛り込むこと。 現行の容器の収集、分別、保管に関わる費用負担の見直しを行い、あまりにも負担の軽い事業者の責任負担を適正に課すこと。(国は容器材質別に生産量に応じた「収集義務率」を定め、容器製造事業者はその「収集義務率」達成のために、自治体などに収集を委託することで、その費用を負担することで事業者の義務が履行される。) 現行の「再商品化義務」は継続すること。 製品の価格構成の透明化を進め、包装材の費用負担についての論議を国民を交えて行うこと。
8	ユタカクラブ議員協議会	H16.11.2	<ul style="list-style-type: none"> 拡大生産者責任を強化徹底し、現在自治体負担となっている収集・処理・保管の費用の適正な事業者負担を図ること。 リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)という環境負荷を減少させる効果の高い手法とともに、リサイクルも推進させ、資源循環型社会の実現を進める経済的仕組みを盛り込むこと。

9	容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク	H17.1.26	<p>容器包装リサイクル法「改正市民案」について (改正市民案・骨子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル中心の現行法を見直し、優先順位に則った3Rを実施します。 ● 優先順位に則り、リターナブル容器を普及します。 ● リサイクルする容器包装の定義(対象)を見直し、環境負荷の低減を進めます。 ● 費用負担の不公平を解消し、循環コストの低減をはかります。 ● リサイクルに不向きな容器包装に3R負担金を課し、再使用容器の普及に充当します。 ● 統一した排出区分に基づいて識別表示を改善し、環境メッセージの表示を制度化します。 ● 段階的なステップアップを目指し、次の見直しを5年後とします。
---	---------------------------	----------	---

(2) 事業者団体からの要望書

平成17年 1月14日

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課
リサイクル推進室 室長 藤井 康弘 殿

東京都墨田区東馬形1丁目1番1号
全日本紙器製板工業組合連合会
会長 井上 昌彦 行

要 望 書

厳冬の候ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はリサイクル行政について、格別のご指導ご教諭を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法という）が平成7年6月に公布（法律第112号）され、同法付則第3条に「この法律の施行後10年を経過した場合において、・・・その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。現在、各関係省庁で法律改正に向けて利用事業者、製造事業者及び消費者団体等からヒヤリング等その見直し作業が続けられていることと存じますが、主に紙製容器（紙器）を製造する事業者団体として下記事項について強く要望いたします。

記

紙製容器包装の大部分を占める紙箱（紙器）は、廃棄物ではなく、貴重な資源であります。板紙の製紙原料として再商品化が可能でありますし、昔から現在でも板紙の原料として利用しています。

古紙分類で「地券」の名称として、雑誌と同じ価格で、板紙の製紙会社は原料として購入しております。紙器用板紙の平成15年度国内板紙製紙メーカーの生産量は197万7,240トン（別紙1）です。

その他紙製容器包装については、平成12年度から施行されましたが、当初から再商品化義務総量に対する実績量との間に余りにも大きな乖離（別紙2）がありました。その他紙製容器包装は平成15年度に市町村独自処理量を再商品化義務総量から除外したにもかかわらず、指定法人が市町村から引き取った量は平成15年度実績でも僅か3万トン強に過ぎず、再商品化義務総量の半分にも達しない状況で低調に推移しています。今後、法の枠組みの中で指定法人ルートを活用する大都市はなく、現行の容器包装リサイクル法のもとで市町村が

らの指定法人ルートでのその他紙製容器包装の分別収集は、平成12年度から同15年度の実績を踏まえると5万トンを超えることはないと予想することができます。

このことは、厚生労働省が毎年実施している各市町村の分別収集計画調査でも明らかのように、その他紙製容器包装を指定法人ルートで委託処理しようとしている市町村は微増にとどまっているのが現状です。

その他紙製容器包装は、その加工方法によりプラスチック樹脂、アルミ箔等素材の異なる複合素材を組み合わせたものが多く流通しています。容器包装リサイクル法では、これら複合容器はいずれか重量が重いものに区分することになっています。資源の有効な利用の促進に関する法律では、容器包装リサイクル法の対象物に「紙」マークを付けることが義務付けられていますが、マークがあっても他の紙類の混入も多く、一般消費者が分別する上で混乱を招いているのも事実です。このことが紙製容器包装類の分別排出を困難にさせているといっても過言ではありません。

財団法人日本容器包装リサイクル協会の再商品化用途別構成によると、その他紙製容器包装の約90%は製紙原料として使用されています。10%程度しか混入されていないプラスチック樹脂、アルミ箔等の複合材を紙製容器包装全体から選別することは、コスト面をまったく無視したものです。複合材を使用していない「紙単体」の紙箱（紙器）だけを最初から分別収集し、コストミニマムを図るべきであります。

また、容器包装リサイクル法は小規模事業者（従業員20人以下又は年間売上高2億4千万円以下）には再商品化義務を免除しています。免除規定は、リサイクルに対する意識の低下等を招き真の循環型社会を構築する上で大きな阻害要因となっていることも事実です。一般廃棄物から得られる資源を有効に活用するには、規模の大小を問わず公平な義務負担をすべきです。

その他紙製容器包装を製造、利用、輸入している特定事業者該当する者は約12万社と推定されているが、平成16年度に指定法人と再商品化契約を締結した事業者は4万7千社強で約40%です。容器包装リサイクル法の規定に従って、指定法人と再商品化契約をした者が「正直者が馬鹿を見る」ことがないように、国はただ乗り事業者の捕捉を強化すべきです。捕捉することが困難な場合は、素材メーカーが出荷時にリサイクル料を販売価格に上乗せして、これを指定法人に支払うなどの運用面の抜本的な見直しも真剣に考える時期に来ているのも事実と思われます。

なお、容器包装リサイクル法に沿って運用しようとする市町村が少ない背景に、法施行以前から「紙器」という素材そのものが、既に回収ルートが確立され定着していたものと考えられます。各家庭で利用された新聞、雑誌、段ボール箱は集団回収、行政回収で資源ごみとして分別・回収されているので、その時に紙箱も一緒に出せば分別・回収されます。資源ご

